

## 平成28年度・社会福祉法人光風会事業計画

### 光風会理念

社会福祉法人光風会は、知的障害を持つ利用者が必要とする福祉サービスを提供するとともに、地域における福祉活動の拠点としての役割を担うため、次の考えに立って施設運営を行います。

- ・ 「施設の主人公は利用者である」を基本として、健康かつ安全で安心して快適な生活を保障するとともに利用者個々の人格を尊重し、人間性あふれる豊かな心を育みます。
- ・ 年齢や障害の状態に応じた適切な支援を行い、個々の能力と個性を伸ばし、社会参加に必要な自立支援を実践します。
- ・ 地域や関係諸団体と連携を深め施設における事業の充実および地域福祉の進展に寄与します。

社会福祉を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。社会福祉法人制度見直しでは、法人組織の体制強化や法人運営の透明性確保の面から、評議員会の必置化、議決機関化は理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議するなど、法人運営に深くかかわってきます。今年度は理事会・評議員会見直しを視野に入れて準備を進めていきます。

障害者総合支援法の3年後の見直しを考慮し常時介護を要する障害者等に対する支援や意思決定支援・成年後見制度の利用支援についてどのように対応していくのか求められています。利用者のサービス等計画等の作成が求められていますが、横浜市では基幹相談事業所及び二次相談事業所を柱に展開する体制ですので、入所者に限って計画相談を実施していきます。地域移行に関しては、中期計画に基づき事業展開します。のぼらホーム1.2は順調に推移しましたが、平成28年度の目玉であった、のぼらホーム3・4の建設が白紙に戻りました、すみれ園の地域移行と加齢児解消が滞ることになりますが既存のホームを活用し利用率を高めていきます。また、第二の生活介護事業所開設については場所の選定を推進します。虐待防止法や差別解消法を順守し、引き続き、安全管理・人材育成を見据えた事業体制及び支援体制を構築し原点に戻り運営していきます。

### 【法人の重点取り組み】

- 利用者の安心・安全の確保
  - ・ 支援者の危機管理意識の向上
  - ・ 事故対応マニュアル、リスク管理、クライシスマネジメントの強化
  - ・ 職員体制の見直し、適正配置
- 生活の質の充実
  - ・ 建物内備品の更新

- ・衣食住の充実、寝具類の清潔、環境の整備
- 利用者の地域移行の推進
  - ・児童施設の加齢児解消（平成30年問題）
- 地域で生活する障害児・者の支援
  - ・特別支援校の実習受け入れ
  - ・日中支援事業所の充実
  - ・グループホームの開設及び、既存ホームの定員充足
- 人材確保と職員の専門性の向上
  - ・研修制度と人材育成（強度行動障害支援者養成研修）
  - ・人権擁護（虐待防止）にかかわる取り組み
- 社会福祉法人としての使命遂行
  - ・職員の福利厚生の実施、メンタルヘルスの取り組み
  - ・経済的に厳しい利用者に対する救済処置
  - ・地域の人々との交流（納涼祭・お祭り）
  - ・総合防災訓練の地域との連携

## 光風会の運営方針

### 1、障害者差別解消法施行にむけて

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されます。障害者の差別解消に向けて地域社会への啓発活動に取り組み合理的配慮の促進に努めます。

障害者が自分の能力を十分発揮できるよう、生活環境を整備し、支援について自らの意思が反映できるよう配慮するとともに、自分で意思を十分伝えられない利用者に対してコミュニケーションスキル向上に向けた支援を行います。

### 2、虐待防止と権利擁護

虐待防止法が施行され、支援者一人ひとりが人権や権利擁護に対して努力していますが、更なる権利擁護の推進に向けてスキップ研修や各事業所の虐待防止委員会や人権委員会で利用者の思いに寄り添う支援を行います。

### 3、地域との交流

障害児者に対する理解を深めるために施設の持つ様々な機能を活かし、行事への招待県内外の教育機関からの実習の受け入れ、ボランティアの活用など、地域主催の催事参加や、在宅障害児者の短期入所受け入れ等を行い、地域に開かれた事業所を目指します。

# 平成28年度 光風会のばら園 施設入所支援事業計画(案)

## I、基本理念

### 『その人(個々)らしい生活』

利用者さん個人を主体とし、個々の障害特性を理解し寄り添い、健康且つ安心・安全に生活が送れるように支援・配慮します。

ご本人のニーズを聴き取り・くみ取り、意思決定の実現できるように支援・配慮していきます。

### 『ゆとりのある生活』

利用者さんの生活の基盤を確立し、時間に追われることない生活環境を提供します。

## II、支援方針

- ・利用者さん個々が生き生きとした豊かな生活ができるよう、生活の質の向上を図るための支援を行う。
- ・環境面、支援体制面等においても、より良いサービスの提供が行える様にしていく。
- ・職員個々のスキル向上への取り組みを行なう。
- ・生活介護事業と連携を図り、日中においてもより良い時間が過ごせるよう支援していく。
- ・生活する場としての整備、及び、清掃を行い環境を整えていく。
- ・生活を支える上での、気配り・目配り・心配りをしていく。

## III、支援内容

### 1、個別支援

サービス等利用計画を基に、個々のニーズに沿った個別支援計画を作成しサービス管理責任者を中心に支援員全体で支援援助を行う。

#### (1) 取り組み

サービス等利用計画を基に、ご本人の意向・ご家族の意向をふまえ、サービス管理責任者が各寮主任・生活リーダー・ユニット支援員など多角的な視点から個々のニーズを掘り下げ個別支援計画を作成し、計画に沿った支援を展開する。相談支援専門員と連携しモニタリング・振り返り、必要があればケアカンファレンスを行ない、利用者個々に寄り添った環境提供が出来るようにしていく。

### 2、生活支援

利用者の意思と権利を尊重し、その人らしい生活が営めるように、支援配慮を行ない、且つ、十分な情報のもとに自己決定し、それを各事業所や地域資源を活用し共同して支援を行なう。

各寮ユニットを組み、男女合わせて5ユニットにて生活空間から個別対応まで、配置職員を中心に多角的に検討・検証しより良い支援環境を構築していく。また、配置職員以外でも同様支援を行えるよう情報共有し全体で統一したサービスの提供を行う。

利用者の障害重度化・高齢化に伴いH27年8月より施行している管理夜勤配置の体制を維持していき、夜間においても安心安全な環境設定を行う、且つ、緊急時の備えた体制を整え危機管理の向上を目指す。

利用者さんが心地よく生活できる様に環境を整える。

清潔な環境配慮はもとより、生活機器においても、安心して生活できるように配慮し、補修改修、または、入れ替えを行い整えていく。

### 3、家族支援

家庭との連絡を密に取り、近況報告、並びに、より良い関係性を持てるように配慮していく。

### 4、健康、及び、衛生管理

- ① 嘱託医による定期健康診断(精神科月1回 内科月2回) 精神科外来受診(月1回)
- ② 定期健康診断(9月)・個別健康診断・職員健康相談
- ③ 歯科指導: 歯科検診(6月・9月・2月) 口腔ケア(月1回) 歯科医訪問診療(月1回)
- ④ 通院による検診・診察・治療
- ⑤ 入浴(週3回)
- ⑥ 散髪(月1回)
- ⑦ 大掃除(3月・7月・11月)、寮内の清掃(随時)
- ⑧ ぎょうちゅう検査(3月・9月)
- ⑨ インフルエンザ予防接種(11月)
- ⑩ その他、健康づくり

#### 5.地域支援

- ① 短期入所受入れ  
地域のニーズに対応し、地域に根差した施設を目指す。

### IV、災害対策・リスクマネジメント

- ① 防災訓練・避難訓練・炊き出し訓練・消火訓練(年4回以上)
- ② 消防署による防火総合訓練(年1回以上)
- ③ 地域防災訓練(3者協定による合同訓練他)
- ④ 防火管理部会の開催と防火設備の自主点検(毎月1回)
- ⑤ 消防設備等の法定点検(年2回)
- ⑥ 身体拘束や行動制限を施す場合に関して、行動支援計画を立案し実施して行く。又、身体拘束、及び、行動制限をせぬ様に検証、検討を行なう改善に向けて取り組む。
- ⑦ 利用者個々の障害・行動特性を理解・共有し、支援配慮を行なう。又、情報共有を図り、支援に質の向上へ取り組んでいく。
- ⑧ ヒヤリはっと事例報告の定着を図り、支援員間で情報の共有、危険意識の共有をはかるとともに検証及び改善を図る。

### V、職員研修

- 研修委員会、及び、職員研修実施要綱に基づき、職員の資質向上、及び、利用者に対する生活援助・指導技術の習得を図る為の各種研修会への参加(人権研修・内部研修・外部研修・講師による研修)していく。又、効果的に研修が行える様、委員会と連携していく。
- ② 職員スキルアップの為の通信教育(知的障害者専門員、社会福祉主事資格認定講習)
  - ③ 職員面談、会議などを通して支援者としての知識や技術の習得、向上、人材育成を図り、のばら園全体のスキルアップを目指す。

### VI、地域関係団体等との協調

- ① 保護者会との連携を図る。保護者会(月1回)・合同行事(餅つき大会・新年会・納涼祭・フィエスタ他)
- ② 地域との交流活動。地域清掃活動・バザー、その他地域行事への参加、環境設備の貸し出し等を行なう
- ③ ボランティアの受け入れ。各種行事・清掃・生活援助、及び、作業活動補助。
- ④ 実習生の受け入れ(福祉系大学・短大・専修学校・行政)

### VII、主な日課

時刻	6:00	7:00	9:00	12:00	13:30	17:30	18:00	20:00	21:00
内容	起床	朝食	平日	昼食	入浴	夕食	余暇	就寝準備	消灯 就寝
	整容等	歯磨き	生活介護事業			歯磨き		トイレ	
	トイレ	活動準備	休日	昼食	入浴	トイレ			
	洗面		余暇支援	ドライブ・散歩等					

入所支援事業重点課題

業務シフトの見直し	<p>①女性職員を新たに組み入れた管理や体制にしていく。そのために生活リーダーと共にシフトを作成し、ぜんたいに 周知を行う。定期的に見直しを行い、改善していく。</p> <p>②のばらホーム移譲に伴い、職員体制(主任業務以外で)を見直していく。主任・生活Lで作成・周知徹底。定期的に見直し</p> <p>③女性職員が男性利用者支援に入ることによる男女間の利用者把握不足解消していく。</p> <p>2月中→作成検討→周知→4月モニタリング(各月1回程度)@主任・生活L</p>
資質向上	<p>外部研修に参加→参加後、行っただけで終わらぬように法人内で活用できる技術等を下ろしてもらう。(支援会議等時間を取り)本人は発表する機会だけでもあれば意識すると。</p> <p>根の職員には定期的に面談をしていく。ベース3ヶ月毎。@主任・生活L</p>
食事支援	<p>各寮特性に応じた食事場所の継続をする。且つ、食形態・本人の状態再確認を行ない現状把握を行なう。それに合わせ、職員全体で周知をしていく。職員意識向上も兼ねているので、利用者全体をシャッフルし職員グループ(こちらで配分する)で作成してもらう。利用者の事を考えてもらう機会を作る。@主任</p>
食事時間	<p>業務シフト検討に絡めて職員を効率的に配置する。現状確認→精査(上記食事支援も)→調整→運用→振り返り→調整 @生活L:ユニット長</p>
非常勤職員の均等化	<p>女性生活Lと協議し、均等化必要性あり。非常勤職員の意向も踏まえ調整し</p>

# 平成28年度 のばら園 男性寮 入所支援事業計画

事業区分：男性入所支援

## 1・目標と課題

・平成28年度の基本理念を大きな柱として重点目標と個別支援計画に基づき、利用者個々の多様なニーズに応え、個人を尊重できる環境作りや意識・配慮を行なっていく。ユニット化により利用者ひとりひとりの生活、意思を大切にし、居心地の良い環境、空間を提供し安心して暮らしやすいと感じる生活環境の構築を具体的に行っていく。また、利用者中心としての暮らしの実現にむけて勤務体制やシフトの見直しも考慮していく。生活らしさ（衣・食・住）を根本から見直し、追究、安全、安心を考慮した上で基礎作りを再度行なって行く。

他部署（生活介護・地域支援等）との連携を図り、生活の質の向上へ向けた取り組みや将来の展望（地域移行）を見据えた支援作りにつなげていく。またすみれ園からの法人内体験実習を積極的に取り組み、のばら園の将来を見据えた支援作りを考えていく。

## 2・事業体系

・寮内支援を円滑に実施できるよう、各ユニットの構築や各委員会、業務担当に対し担当支援員を配置し責任の所在を明確にする。また、各業務において各職員が共有認識できるように寮会議・ケース会議の会議を開き、組織として一貫した支援を行いサービス向の上を図る。

## 3・具体的支援

・各利用者に対し適切な支援・配慮が行なえるように意識して業務にあたる。生活全般の領域支援において、問題点や改善点を明確にし、支援会議・寮会議において検討し解決を図る。

### ・食 事

○各利用者の特性に留意して支援を行い、各利用者が穏やかに、且つ、楽しく食事を摂れるように個に合った適切な支援を行う。栄養士、給食とも連携を図り、食事形態、食事環境の工夫を行っていく。

### ・入浴支援

○生活介護と連携を図り各ユニットで入浴支援を実施。各ユニットで入浴時間を設けゆっくりと入浴を行なっていただく。

○利用者が入浴を楽しみの一つとしていただけるよう、リラックスしゆっくりと楽しめる環境を整える努力を行なうと共に、安全確保に十分配慮して入浴を行なう。

○安定したお湯の供給ができるよう、職員が限られた資源の使い方への意識を持ち、資源の確保に努める。

## ・排泄支援

- プライバシーや自尊心の保護、人権擁護に配慮し行なっていく。
- 排泄に関して要観察利用者については定時誘導を行い、記録を残し排泄のタイミングの把握など各支援員の共通認識や連携を図りながら利用者に合わせた支援が行えるよう努力する。
- 医療との連携を図り、個々の体質に合わせたケアを行う。また、本人の排泄に対する意識を高め、排泄の確立・体調の安定を図る。
- 失禁者に対しては速やかにシャワー浴や清拭等で不快・不衛生を取り除く。また失禁後は速やかな処理の徹底を行ない、利用者が気持ちよく生活出来るように配慮を行なう。
- 「自発的な排泄での間接支援」と「誘導での直接支援」の2つに分けて利用者に合わせた形での支援を行う。
- 排泄などの職員間の引継ぎや排泄確認においては細心の注意を図り、立ち位置や表現などに気を付けていく。

## ・睡眠

- 各利用者の安定した生活を送る上で大切な行為である。個々の特性にあわせた居室環境を提供し、睡眠の安定を提供支援する。睡眠の状態を記録に残し、昼夜逆転にならぬように多方面（日中活動・医療面等）から配慮支援を行う。また、生活介護班との連携を図り、日中の生活リズムの確保を具体的に行っていく。

## ・余暇支援/外出支援

- 余暇・外出支援は、各利用者個々の特性やニーズを把握し提供・検討する。個々のニーズに沿った余暇提供を行う。余暇時間を自ら利用できない利用者に対してはプログラムの提供（情報・実施）を行う。
- 夏休み、冬休みなど長期の休日には生活充実委員会を中心にイベントを企画し楽しく過ごせる時間を提供する。
- 余暇内容は園内外の散歩やドライブ、お茶会、夏場のプールだけではなく、外出出来ない時の余暇も模索し、様々な内容での余暇の充実を図る努力をおこなう。
- 計画を持って余暇支援にあたる。計画性、かつ公平性のある余暇支援の提供を目指す。

## ・衣類管理

- 各ユニットが中心となり衣類管理を行なう。衣類のシミや汚れ、破れなどについては速やかに修繕や購入等の対応を行ない、衛生面での支援と配慮を徹底する。
- TPO・本人の好みに応じた衣類の提供。年齢・特性を配慮し提供する。また、季節に応じた衣類の提供管理を行う。
- 衣類を自分で選択出来るように、支援をおこなっていく。
- 定期的な衣類の整理整頓をおこない、綺麗で清潔な衣類の着衣をしていく。

## ・身辺処理

- 定期的に点検を行い、健康管理に勤める。各職員はそれぞれの利用者を日々観察し、身辺・容姿への配慮に心がける。

## ・口腔内の管理

- 毎食後、各利用者さんに応じた形でのケアを提供する。落ち着いた環境下で自力・点検を行い衛生管理に心がける。
- 地域医療とも連帯し訪問診療・検診・通院等を定期的実施する。

#### 4・保健衛生管理

○日々の支援の中で利用者さんの様子を観察し、体調の変化について把握する。体調不良の方に関しては、医療面からのケア（通院・入院）を検討・提供を行う。また、保健衛生、生活リーダー・ユニット長・栄養士・看護師と連携し医療面からのケアを検討・提供を行う。

○通院調整、問診などは看護師と生活リーダーが中心となり行なっていく。また**健康診断は保健衛生担当職員が中心に看護師と連携を図り実施していく。**

○体重測定は毎月1回実施。各ユニット内**保健衛生担当職員**が管理、記録、データ入力を行ない、栄養士、看護師との連携を図る。著しく変化の見られる利用者については**生活Lに報告、主任より栄養士、看護師に報告し、対応を検討する。**

#### 5・短期入所・日中一時利用

○短期利用担当者連携を図り、在宅生活している方の短期受け入れを生活リーダーが協議して行なう。

○受け入れの際、受入シートを活用し、家庭での生活習慣やご本人の様子などの情報を共通聞き取り事項とし、安心したサービス提供支援に繋げていく。

○受け入れの際は前回の記録ファイルを持ち、前回との様子の変化（情緒面、体調面、服薬面）を聞き取り、必要な項目については最新の情報に更新していく。

○ご家庭より持ってこられた荷物は、写真とリストを併用し視覚的にも間違いのないチェック体制を行ない、退所の際に忘れ物がないように徹底していく。また**忘れ物があった場合には迅速な連絡と対応を行ない、アフターフォロー、再発防止に努める。**

#### 6・その他、側面的な支援

・『絆』にて日常の様子から医療面に関してなどの記録をとり、情報管理、共有を行う。

・寮会議・ケース会議：各問題に対し、共通認識と統一見解をもち、適切なサービス提供を

・寝具管理：日用品担当を中心に、利用者が安眠できるようサービス提供を図る。また、天

・居住空間：利用者の居室や共有スペースの掃除と私物管理・備品の点検修理などの速やか

#### 7・支援員意識向上・スキルアップのための研修参加

・支援員のパーソナリティに応じた研修の派遣・計画を行ない、該当職員に提供し個人的・全体的のスキル向上を図る。（新人研修・中堅研修・幹部etc）その他、職員が自主的に行う「勉強会」を継続し、スキルアップ、モチベーションの向上を目指す。

#### 8・地域移行に向けてのプログラム

・地域移行推進委員と共にGH・CHへ移行へ向けて協議を行い、寮生活支援において対象者個々に応じたケアを行えるようにプログラムを構築し、地域移行対象となる利用者さんにサービス提供する。

#### 9・リスクマネジメントへの取り組み

・PCのひやりハット事例報告を活用し、日々の支援のなかで危険を感じた事例、気になる事例をあげ、支援員間で情報の共有、危険意識の共有をはかる。毎月の男性寮会議、（事例に応じて女性寮会議）、責任者会議にて検証、支援会議にて報告、及び、検証しを行い大事故につながる前に改善する。

・誤嚥、重責発作など医療面での緊急対応マニュアル、散歩、外出時の引率マニュアル、日常生活上の各利用者の配慮点を全支援員が共通認識として把握し、日々の業務にあたるよう徹底する。

・引き継ぎ等情報の共有、支援員間の連携の重要さを全支援員が把握し、徹底する。



# 平成28年度 のばら園 女性寮 入所支援事業計画

事業区分：女性入所支援

## 1・目標と課題

平成28年度の重点目標、個別支援計画に基づき、利用者の個々の多様なニーズ、特性に合わせた支援プログラムを検討し、一人ひとりの生活、意思を大切にす。二つのユニットによりそれぞれの居心地のよい環境、空間を提供し、個々が求めている生活環境を検討検証し提供していく。また利用者個々が暮らしやすいと感じる生活環境づくりを目指していく。

## 2・事業体系

・寮内支援を円滑に実施できるよう、各委員会、業務担当に対し、担当支援員を配置し、責任の所在を明確にする。また、各業務において各職員が共有認識できるように支援会議の会合を開き、組織として一貫した支援を行いサービス向上を図る。

## 3・具体的支援

### 食 事

・利用者個々の特性にあった食事場所での食事の提供。（食堂、第二食堂、居室等）  
・落ち着いて食事を楽しむことが出来る環境や空間を整える。  
・個々の体調、摂取状況、嚥下・咀嚼機能に配慮した食形態での食事提供を行ない、誤嚥等の事故を未然に防ぐ。  
・食堂にて、全体を把握できる職員を配置し、緊急時などに対応できるようにする。  
・食堂にて、男女隔てず、障害特性や食事のペースなど、利用者個々にあったよりよい食事環境・空間の提供をおこなっていく。  
・食事環境の充実化を目指す。（温かい食事の提供・よりよい食器等の購入の検討）

### 入浴支援

・利用者がリラックスして入浴できる環境を整えるとともに、安全確保に十分配慮して、入浴支援をおこなう。  
・利用者個々の特性にあった入浴の提供。（静かな落ち着いた環境下での入浴や介助用浴槽など）  
・地域生活での入浴が難しいデイサービス利用者の入浴支援の提供。  
・浴室、脱衣場の環境を整える。

### 排泄支援

・排泄記録表を活用し、定時排泄の誘導を実施する。  
・プライバシーの保護に配慮する。（ドアなどの設置）  
・失禁時は速やかにシャワー浴または清拭を行い不快感を軽減する。また、失禁後は速やかな処理の徹底をし、気持ちよく生活できる様環境に配慮する。  
・安易または不必要なオムツ、パットの使用は極力避ける。

## 睡眠

- ・寝心地のよい環境を整える。（清潔が保たれた寝具、寝心地のよい布団など）
- ・重度高齢化に伴い、一時間に一度の見回りを実施。また、夜間の緊急時に全職員が対応できるよう職員の連携、知識、支援技術の向上を目指す。

## 余暇支援/外出支援

- ・利用者の希望、意向に添い余暇支援を提供し、QOLの向上、社会経験の拡大を図る。また、利用者個々の特性にあった余暇の提供をしていく。
- ・夏休み、冬休みなど長期の休日には生活充実担当を中心に、イベントを企画し、楽しく過ごせる時間を提供する。
- ・イベントだけでなく、日常的に男性・女性で連携を図りながら一緒に余暇活動に参加していく。

## 衣類管理

- ・各ユニットで衣類管理をおこなっていく。
- ・家族が衣類管理をしている場合は、ユニット長が中心となり、家族と連携を図り、おこなっていく。
- ・衣類を自分で選ぶことが出来るように、支援をおこなっていく。（好きな衣類、季節に合った衣類など）
- ・整理整頓をこまめに行い、しわのないきれいな衣類の着衣をしていく。

## 身辺処理

- ・今まで行き届いていなかった箇所を生活介護のプログラムも利用し、細かい所まで目を向けて支援していく。
- ・毎朝身だしなみを整え、清潔感ある生活を送れるよう支援する。

## 口腔内の管理

- ・地域の歯科医師による定期的な検診、また通院、治療を実施。毎食後の歯磨きを確実にし、虫歯、歯肉炎、歯周病の予防に努める。
- ・毎月、口腔内の把握チェックが必要な利用者はチェック表に添ってチェックを実施し、職員は把握しておく。また、その結果をナースに報告し、地域の歯科医師と連携を図る。
- ・自立の利用者の点検の実施。

## 4・保健衛生管理

体調不良などの意思表示が不十分な利用者が多いことを認識し、日々の状態の観察、引継ぎを徹底し、小さな変化にも気づくことができる職員集団にしてい

く。また、看護師との連携を密にはかり、適切な対応をおこなう。通院調整、問診などは看護師と生活リーダーが連携し行なっていく。また、健康診断等は保健衛生担当を中心に看護師と連携を図り、実施していく。

- ・排便コントロール：個々の排泄記録表を活用し、看護師と連携を図り対応する。

- ・体重測定：毎月1回実施。保健衛生担当が管理し、栄養士に報告。著しく変化の見られる利用者については生活リーダーや看護師に報告し、対応を検討。

- ・発作：医療対応マニュアルの更新。またマニュアルに基づき、発作時の個々の対応方法を全支援員が把握する。発作の状況を絆に記録実施。

- ・通院：状況に応じ、看護師の指示のもと通院を行なう。通院後絆に記録、家庭への報告を行なう。

- ・検温：毎日昼食前に実施し、各利用者の平均体温の把握を実施。一部の利用者は昼食前に加え、起床時、就寝前の3回にわたり、検温を実施する。意思表示が難しい利用者の体調不良を早く気づき対応できるようにする。

## 5・短期入所・日中一時利用

- ・短期利用受け受け担当と生活リーダーが連携を図り、地域のニーズに応じていく。受け入れの際、家庭での生活習慣やご本人の様子などアセスメントを確実にし、障害特性などをきちんと理解した上で支援にあたるようにする。

- ・ご家庭より持ってこられた荷物は、退所の際に忘れ物がないように管理徹底する。また、利用報告にて利用中の様子を報告し、引継ぎを実施していく。

- ・短期部屋の環境を整え、一泊でも過ごしやすい居室を提供していく。

## 6・その他、側面的な支援

- ・利用者が安全に快適な生活を送るために環境を整える。危険箇所、生活に不都合のある箇所を洗い出し、改善を図る。

- ・掃除の行き届いている環境を目指す。

- ・将来的に重度、高齢化が進むことを見据えた環境を検討。

## 7・支援員意識向上・スキルアップのための研修参加

支援員の意識向上・スキルアップが利用者の豊かな生活に結びつくため、積極的に参加していく。

参加した職員だけが知識向上するのではなく、研修後のアフターを行い、のばら園全体のスキルアップを目指す。

## 8・地域移行に向けてのプログラム

地域移行推進委員、地域支援室、のばらホームと連携し、地域移行を目指す利用者に対し、自立生活に向けた具体的な生活支援、余暇支援、コミュニケーション、社会性向上へのサポートを行なう。また、のばらホーム、グループホームへ移行した利用者のサポートをおこない、各ホームと密な連携を図っていく。

## 9・リスクマネジメントへの取り組み

- PCのヒヤリハット事例報告を活用し、日々の支援の中で危険を感じた事例、気になる事例、何度か同じことが起こっている事例をあげ、支援員間で情報の共有、危機意識の共有を図る。毎月の女性寮会議、責任者会議にて検証し、大事故に繋がる前に改善する。
- 誤嚥、重責発作などの医療面での緊急対応マニュアル、散歩、外出時の引率マニュアル、日常生活上の各利用者の配慮点を全職員が共通認識として把握し、日々の業務にあたるように徹底する。
- 引継ぎ等の情報の共有、支援員間の連携の重要さを全支援員が把握し、徹底する。

# 平成28年度 障害者支援施設のばら園 生活介護事業支援計画

## I:基本理念

地域社会への参加を促進する為、日中活動と合わせ、食事・排泄及び入浴等の充實的支援を行なう。また、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通して利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援を行なう。

- ・一人ひとりが持つ個性や力を信頼し、生活の中で主体性を尊重した支援
- ・関係機関と連携・協力し、健康管理と維持促進を図る支援
- ・地域社会と繋がりを持って生活していきける支援(社会貢献活動・外部機関との連携活動)  
※「施設の中で完結しない支援」を目指しながら取り組んでいく
- ・楽しく穏やかに主体的に生活出来るよう支援

## II:実施日

毎週、月曜日～金曜日 9:00～15:00。

※通所利用者:祝日・夏期休暇・年末年始はお休みとなります。

※入所利用者:祝祭日も算定されます。(1月1日(元旦)のみ換算されません。)

※夏季期間: 8月11日(木)～8月17日(水)

年末年始: 12月29日(木)～1月4日(水)

通所者	稼働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
		20	19	22	20	18	20
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
		20	20	19	19	20	23
総数							240

入所者	稼働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
		21	22	22	21	23	22
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
		21	22	22	22	20	23
総数							261

## III:主な日課

日課	日中活動				昼食	日中活動			
	9:00	10:00	11:00	11:30	12:00	13:00	13:30	14:00	15:00
虹班									
星班	口腔ケア								
	入浴								
	通院								
	グループ活動								
寮内活動									

※項目に網掛けがある箇所は提供

□通所者送迎あり:境木・保土ヶ谷町・初音ヶ丘・今井町・仏向町方面

□引き継ぎは、9:20、11:40実施

## 平成28年度の生活介護

日課の流れ、2班体制での支援体制に変更なし。健康的な身体作り、体力の維持、精神的な安定を目的として体を動かすことの出来る活動を重点に置き実施。大きく変える事無く提供出来る活動の質の向上と精査、支援員の意識の向上を行う。金銭的な厳しさから新規購入品についてはモニタリングを行い、活動に必要であると判断してから次年度購入。消耗品については随時購入。各班環境を整える為木材を購入。

## 生活介護事業の課題と対策

課題～①職員の生活介護参加意識向上。意識向上の起きる環境設定。  
②絆等の記録不備。  
③利用者の生活サイクルの安定。メリハリのある生活。

対策～①のばら園職員全員参加での生活介護事業。活動はのばら園支援員全体で行い意識の向上を行なう。各班担当支援員は活動の準備、活動内容の見直し環境設定、利用者ニーズの理解及び目標設定等を行ない、他の支援員へ周知と確認。活動を担う意識を持つ。  
②活動へ参加する事で意識が向上し記録不備は減少すると思われるが生活介護担当支援員で確認し不備があれば声掛けを行なう必要がある。  
③寮内活動時午睡をして過ごす利用者が見られている。入所ユニットと連携し各利用者が寮内活動を充実して過ごすアイテムを模索していく。模索の際、モニタリングを行なう時間として利用し記録を取り利用者理解をしていく。

## V:各活動班の具体的な活動内容

### 虹 班

#### 【生産活動】

労働的主張を色濃くするのではなく、その人個人が生きがい・社会参加・自己実現を充足できる活動を提供する。

- ①農園芸
- ②アクセサリー作り
- ③咲織
- ④絵画
- ⑤販売
- ⑥広報活動

#### 【軽運動】

QOLの向上及びADLの維持向上を図り健康的・幸福的環境を習得する。

散歩

運動不足の解消を図ると共に、外気浴を通じて、寒暖を感じることで季節の認識を促す。

#### 【レクリエーション】

四季に合わせた行事

お花見、紅葉、初詣等を通じ、四季を体感できる活動行事を年間計画として策定する。

#### 【社会貢献活動】

地域の一員として、保土ヶ谷の活性化に貢献して行けるような活動を提供する。また、地域住民との豊かな人間関係のある「社会参加」によって「生きている」と実感できる活動を目的とする。

#### 【施設整備事業】

虹班の施設整備事業の一環として、公用車清掃を法人より委託依頼を受ける事により、清潔且つ衛生の保持を保つ。また、法人からの収益を得る事により利用者工賃乃至は娯楽促進の充実を図る。

①公用車清掃

1)洗車 2)車内清掃 3)ワックスがけ

### 虹班の課題と対策

課題～①高齢化による健康維持。

- ②運動に関わる活動提供。
- ③創作活動の質の向上と検討。
- ④活動参加しやすい環境構築。
- ⑤活動参加に至らない利用者の対応方法。

対策～①及び②健康と体力維持の為、運動に関わる活動追加。基本として散歩を行い心身共に充実を得る。

- ③生活介護支援員が中心となって現在個々利用者が行っている創作活動の見直しを行い充実した時間を過ごす事の出来る活動提供。
- ④個々の利用者に活動内容に即した個別の作業空間を提供。
- ⑤生活介護支援員が中心となり個々の利用者の状態を理解し話し合いを行い充実した時間の提供方法を探る。

## 星 班

### □ グループ活動

#### 【マッサージ】

指圧・マッサージ器具を活用しながら、神経の反射作用で各部位の機能を回復させ、且、血液の循環を促し、全身の老廃物を排出させ、疲労回復・精神安定に繋げる。

#### ○主なマッサージ種

・ボディーマッサージ ・リンパマッサージ ・アロママッサージ ・足浴 ・柔軟運動

#### 【軽運動】

QOLの向上及びADLの維持向上を図り健康的・幸福的環境を習得する。

#### ○ウォーキング

午前活動を中心にホール内を45分間実施。適度な時間をかけ、歩行することにより、筋力の維持・向上に繋げ、肥満・不眠症等の予防・解消を図り、生活リズムを獲得する。

#### ○散歩

運動不足の解消を図ると共に、外気浴を通じて、寒暖を感じることで季節の認識を促す。

#### 【他機関共同活動】

外部講師を御招きし専門知識を基に音楽を取り入れた活動を提供。それに伴い、趣味・娯楽の促進を図ると共に、メンタル的・身体的能力の維持、向上へと繋げる。(サービスを過剰に抱え込まずに地域の他の事業所や機関と連携して地域力を高める。)

#### ○音楽療法

#### ○歯科訪問診療(口腔ケア)

### 星班グループ活動の課題と対策

課題～①ニーズに沿った活動内容の提供とグループ設定。

- ②活動内容の質の向上と検討。
- ③園外活動に関わる活動の提供。

対策～①及び②個々の利用者のニーズを理解し、近いニーズを持った利用者でグループを分けることで充足した活動提供を行う事が可能。

- ③必要としているニーズが健康維持、気持ちの充足である利用者を中心として園外活動を行う。散歩を基本として実施。



□ 寮内活動

【身辺処理】

生活領域で不十分な身辺処理を、入所事業・家庭・医務との連携を調整し、充実した支援を心掛け健康管理を習得する。

○主な身辺処理

・髭剃り ・爪きり ・耳掃除 ・口腔ケア

【軽運動】

QOLの向上及びADLの維持向上を図り健康的・幸福的環境を習得する。

○ウォーキング

ホールにて実施。適度な時間をかけ、歩行することにより、筋力の維持・向上に繋げ、肥満・不眠症等の予防・解消を図り、生活リズムを獲得する。

○散歩

運動不足の解消を図ると共に、外気浴を通じて、寒暖を感じることで季節の認識を促す。

【入浴支援】

日中活動内での入浴を実施し、利用者がリラックスし入浴できるよう適正な時間間隔と人数を念頭に置き職員は支援を行なう。(13:30～15:45)

**星班寮内活動の課題と対策**

課題～①園外活動に関わる活動の提供。

②有効的な活動時間の利用方法。

対策～①健康維持及び寮内活動がニーズでない利用者に提供し充足した時間を過ごしてもらおう。

②（生活介護事業の課題と対策 ③として記入）

## 平成28年度 すみれ園事業計画すみれ園 重点目標

### 1—法人理念の共有『法人の理念に基づき、下記の内容を遵守します』

- ①利用者中心の姿勢確保『施設の主人公は利用者である』＝利用者本人が生活の主体者であると言う事が支援者組織の中で共通理解し、支援行動の柱として共有し、定着させて頂きます。
- ②笑顔を忘れず、1つ1つの課題に利用者の方に寄り添っていねいに取り組みます。
- ③利用者の健康管理の充実を図るために看護師との協力を強化し生活上の安心・安全の確保に努めます。
- ④個々の能力を重視し、高等部卒業後の進路移行に保護者の協力・学校・行政の協力の元に、18才以降の進路決定に努めます。

### 2—資源確保(対物・対人)

- ①すべての資源を重視する支援(良い習慣の獲得＝下記内容の実践)
  - ㊦資源を大切にすることが・事業発展に大きな効果を生む。
    - ・水道＝入浴に伴う水量の調整・利用後の蛇口点検
    - ・電気＝未使用時の照明点灯(各階確認)
    - ・ガス＝入浴時に伴うガスの使用
    - ・家電物品を大切にすること。(各階携帯電話の使用＝ケースによる使用＝落下防止)  
(掃除機や清掃用具・冷蔵庫・家具等)
    - ・生活物品を大切にすること。(衣類・日用品＝歯ブラシ・ペーパータオル等)
    - ・物品の破損等＝早めの処置・交換。応急処置の確立。
  - ㊧労働環境の整備：健康管理上に基づく、残業の節制(労働基準監督署の指導)勤務終了後は、可能な限り退勤に努める。
  - ㊨休暇の整備＝年間110日(特休6日含む)週休2日制の実施

### 3—利用者の安心・安全の確保について

- (1) 職員の危機管理意識の向上＝標語による危機意識の周知・支援連携の強化  
実践事項標語

標語『玄関入ったら危機管理・勤務職員しか！児童の安全確保はできない！』

『児童は、勤務職員に身の安全を託している！常に！忘れない！』

『事故防止は、所在の確認から！』

- (2) 事故対応マニュアルの整備『事故率の高い事由』

①利用者間事故 ②建物不備による事故 ③職員＝安全注意義務事故

④ひやりはっとの積み上げによる事故防止の共有化

⑤食物アレルギー対応 ⑥緊急(健康・衛生)対応

⑦事故発生後の対応・苦情解決⑧緊急対応(110番119に関する事由)

- (3) 職員体制の適正配置

・利用児者支援における法律及び安全上確保における配置

1

・『職員配置表＝事業計画・児童定員名簿参照』

・勤務配置に伴う役割の明確化(支援中のコミュニケーション力向上)

## 2－（１）生活の質の充実

①清掃の徹底『法人統一＝毎月掃除の日＝支援会議日・園内及び園庭・屋上』

㊦特に、園外周辺（屋上含む）の掃除による衛生・安全の確認

①可能な限り、居室について児童自身の掃除技術の獲得

②建物内備品の更新

㊦ベッドの段階的整備。居室や廊下の蛍光灯等安定機器の修理

①廊下や居室フローリングの段階的改修

③食事サービスの充実

㊦食物を大切に作る心を育てる（苦手な物は、事前に軽減＝捨てる行為を軽減）

①食堂外での食事の楽しみを増やす。（年２回：園庭・多目的ホール活用）

㊦食堂環境の整備（食事テーブル・椅子の点検・修繕・購入・照明器具の点検・整備・清掃環境＝食堂の床・カーテンの定期洗濯）

④個別外出支援

年間１人１回を基本にレクレーション及び生活経験の拡大として定期的計画により実施する。

## 3－入所者の地域移行について

【平成２４年４月、児童福祉法改正による年齢に応じた児童施設の整備としてすみれ園は今後、児童施設としての障害児入所支援を継続し地域移行を目指します】

- ・児童福祉法改正により①児童施設の利用基本年齢１８才迄・②１８才以上の方は基本的に、障害者福祉サービス（障害者総合福祉法）を利用する。
- ・１８才以上のこれまで生活されている入所者は障害者総合福祉法により大人として地域移行（現在の施設での在所期間）を３０年３月迄にすみれ園の生活を終了します。
- ・平成３０年４月以降は、１８才迄が児童施設入所の対象となります。（特例措置期間２０才迄）

## 4－地域で生活する障害児への支援

- ・短期入所支援（宿泊を伴う）
- ・日中一時支援（宿泊を伴わない放課後）スマイル＝平日と長期休み期間

## 5－職員の専門性の向上

- ・職員階層に伴う法人内職員育成研修との連動＝新任教育・サービス管理者の育成等
- ・職員面談等による職員育成一（課題意識の確認・通信教育等による資格養成講習の実施・課題別研修の派遣など）
- ・児童施設における人権意識研修の設定
- ・外部講師による相談研修・職員によるテーマ研修の実施。

## 6－社会福祉法人としての使命遂行

- ・地域住民との交流＝あいさつの励行・行事参加・施設内開放（物品の貸出等）
- ・災害時の避難拠点としての機能整備
- ・障害者雇用の遵守（障害者雇用率２％以上の達成）
- ・職員の福利厚生の実施・メンタルヘルスの取り組み

## 平成28年度障害児施設(主に知的障害)すみれ園事業計画

- ・障害児施設が必要とする支援提供を次の通り事業計画に準じて実施します。  
18才未満の入所児童は児童福祉法による①措置児童と②自立支援法による契約児童の2つの制度で運用しています。
- ・平成24年度の児童福祉法改正により、18才以上の児童は、自立支援法の適用により大人として受給者証書(各区保健サービス課経由)を受け生活介護事業により、すみれ園内で個別支援計画に基づき日中活動を実施します。

### I 一 支援方針

厳守事項＝利用者には、常にやさしく誠実な態度で接する事。(就業規則第12条1項)

- (1) 児童個々の障害特性は、支援の根幹であるため職員間における共通理解の定着を図る。
- ・児童の育成を図るため、食事・衣類の着脱・排泄等の身辺処理を基本にあいさつや掃除・買い物等生活に必要な技術を習得すると同時に家族並びに学校と連携を取り、高等部卒業後の進路支援中心に児童施設の役割として成人期までの通過施設として自立促進の支援を展開する。
- (2) 支援形態＝すみれ園は定員30名(短期入所1名)の知的障害児入所施設です。

グループ名	年齢・学年等	児童数	職員数
ひかり	幼児～小学生	10名	5名(スマイル1名)
かぜ	中学・高等部	10名	5名
そら	高等部～卒業生	10名	4名
短期入所 (宿泊を伴う)	未就学～高等部在籍年齢 (卒業月迄)	1日1名	すみれ園支援員兼務
日中一時スマイル (宿泊を伴わない)	未就学～高等部在籍年齢 (卒業月迄)	1日4名	2名(主任+非常勤)(9時—17時)

- ・各グループにおいて年間計画を作成し、すみれ園運営の強化を図る。

### II 一 事業内容

ライフステージ(幼児期—成人期20才)を視野に入れた生活支援

- 各発達期を踏まえ、個別目標を重視し本人が安心、安全に取り組める支援内容に努める。

#### 1 幼児期＝発達の基礎を固める時期

- (1) 障害(つまづき)の状態に即した対応に努める。
- (2) 人との関わりを通して、安心感や意欲を重視した関係作りを目指す。
- (3) 生活リズム(食事：排泄：衣類：睡眠：遊び)の確立。

#### 2 小学期＝学びと育つ環境を保障する時期。

- (1) 育成歴による行動特性が既に定着化しやすい時期であるため人との関わりを中心にコミュニケーションのとり方など、育ちあう関係を大切にマナーやルールなどの理解を育てる。

- (2) 身辺処理含めた生活経験の拡大（身だしなみ：交通機関の利用：買い物）
- (3) 音楽療法士によるグループでのコミュニケーション活動を展開。
- 3 中学期＝様々な事に対して挑戦する時期（主に取り組む内容）
  - (1) 思春期に当たり、心と体の成長がアンバランスな時期を踏まえ、感情表現を受け止める事に重視しつつ、『自分が決めた事は最後までやりきる』支援する。
  - (2) 身辺自立スキルの確立＝身だしなみ獲得の確認：コミュニケーション力の定着＝（あいさつ等；人とのかかわりを通しての役割の設定＝ほめられる：しかられる経験の蓄積）
  - (3) 余暇活動への参加＝プログラムへの取り組み（駅伝競技の参加・サッカー大会への参加・絵画・工作等）思春期への支援＝（男女間を含めた性教育の実施）
- 4 高校期＝将来の自分自身を作る時期（進路を意識する）
  - (1) 身辺自立スキルの最終確認（自分で、できることの確認）
  - (2) 家族支援含めた進路懇談の設定
  - (3) 進路支援の具体化（卒業後の地域移行）
    - 【地域移行への学年別進路プログラムの作成】
    - 平成30年3月末迄・高等部卒業生『18歳以上・30年3月卒業予定生』原則としてすみれ園卒園となる。
    - ・児童の障害特性及び適所を考慮し法人内の進路先又は法人外の進路先か判断する。
- 5 (1) 高等部卒業生に対する方針
 

本来、高等部卒業後、全員がすみれ園を卒園できる様に移行先を保障するが基本であるが、生活の場の整備が十分でない状況を踏まえつつも、本人の立場・家族の立場に寄り添えるように努力します。
- (2) 退所【卒業生は、個々の状況により、退所またはすみれ園待機に分かれる】
  - ①卒業年度の移行について＝卒業後の行方
    - ㊦光風会成人入所施設のばら園①光風会グループホーム(のばらホーム等)
    - ㊧家庭に復帰するケース②光風会以外の法人に移行（・成人入所施設・グループホーム）※④『卒業後・移行が困難な場合は、すみれ園待機となる』
  - 退所が困難なケースは、のばら園又はのばらグループホーム入居待ちで平成30年4月までに18才以上の年齢超過解消のため・28年度以降は、新規のグループホーム建設と関連事業として新規の日中活動をする第二ごん太村の建設が児童の退所の行方に大きく影響を及ぼすため、建設を切望しています。
- 6 退所児童に伴う児童の入所受け入れについて
 

児童相談所からの受け入れ児童の年齢選考＝すみれ園の方針として、基本を児童期の障害特性に対する早期対応及び的確に育ちの保障を確立する職員側の発達支援の提供時期として幼児期～中学年齢迄を入所時の目安として行く。

### Ⅲ—生活支援環境の整備

#### 1 支援方針の統一化

##### (1) 幼児期から成人期迄の支援方針の確認

- ①日常生活身辺処理（洗面・歯磨き・食事・排泄等）の確立
- ②児童が混乱しないための①項目の手順を支援統一票に基づき、障害特性への配慮をし、心の育ちが未整備である事を 支援者が十分理解し個別支援計画により本人の生活意欲を向上させられる支援集団（生活グループ内職員及び各グループ外）のチームワーク力強化を目指す。
- ③年齢特有からの支援課題対応（子ども期～成人期20才）
  - ④幼児期 ⑤学齢期・学齢後期＝特に、思春期・青年前期への対応
  - ⑥障害に伴う環境不全（家庭・養育環境の崩壊等）への支援（愛着形成への取り組み・人への不信・不安への改善・信頼の構築）
- ④多様な障害レベル・障害特性への対応

##### (2) 職員のチームワーク力の強化

- ①職員間の職務意識の確認＝法人の理念・園の運営方針の理解の定着
- ②児童に対する人権尊重（権利擁護）の共有化を図る
- ③職員間の連携確認＝勤務時の引き継ぎ・支援時の複数対応・応援対応
- ④個別支援計画による児童の発達支援力の向上を全体カンファレンスで確認

### Ⅳ—地域で生活する障害者への支援（短期入所事業 A：スマイル＝放課後支援事業 B）

#### 1 A＝困難家庭に対する家族の負担軽減

2 A＝利用期間の調整により本人の安定を図り、学校教育への支援も連動させる。

3 B＝スマイル（放課後支援事業）平日＝保土ヶ谷養護学校等の学童への放課後支援実施。

### V—職員研修

#### 1 職員育成計画の策定

- ①社会人としての②マナーと③チーム連携（講師派遣＝現場でのチーム観察・助言）
- ④児童の育ちに対する発達支援の強化（児童相談所小児科・保健師・発達心理士との連携）

#### 2 内部研修の強化—経験年数や児童のニーズ（障害の多様化）を中心とした内容

- ①家族支援に対する支援技法の学び（事例検討会等）
- ②職務倫理（人権意識の高揚・リスクマネジメント・苦情解決）
- ③福祉制度に関する学習

#### 3 職員の高い人権意識の形成と適切な支援

(1) 虐待防止委員会の設置に伴う職員レベルでの規範整備【外部講師の派遣】

(2) 多様で複雑な課題のある児童期＝横浜市と連携を取り講師派遣により、児童虐待等学習含め児童の人権・職務倫理など、情報統制の強化＝年2回企画・6月と2月

## VI－生活環境整備

### (1) ー①行事及びレクレーション

4月＝お花見：5月＝こどもの日：7月七夕・野外バーベキュー（園庭）

8月＝宿泊旅行：9月＝お月見会

12月＝クリスマス会 3月卒業生を送る会

その他 調理実習＝宿泊訓練室利用

※のばら園と合同行事：5月＝創立記念日 10月＝フイエスタ（秋祭り）：1月＝餅つき大会

・外部への参加行事（招待含む）＝夏・サーフィンスクール＋写真展の参加・駅伝大会・サッカー・野球等の観戦

・定期的外出支援(事業計画による個別支援計画書と連動し年1回を基本)により、個々の生活意欲の向上を図る。

### (2) 園内活動

①クラブ活動自己選択（個々の才能発見＝音楽：絵画：工作：勉強：映画鑑賞・スポーツ等）

②こども会の発展（生活内容は、子どもの意見：要望・苦情を重視＝児童意見箱の活用）

③音楽療法教室の利用（音楽を通して、豊かな表現力や自己統制力の拡大を図る）

④学習環境の整備『下校後等含め宿題や・小遣い帳の作成や数や漢字の勉強が毎日できる時間設定の導入』＝児童福祉法50条ー2項(児童に応じた学習支援)

⑤ボランティア導入に伴う児童への学習や余暇活動支援の充実を目指す。

### (3) ー健康管理等

①看護師との連携による健康管理（感染予防）の増進と健康診断【児童・職員年2回】

②嘱託医による定期健診(精神科・内科とも月2回)

③定期健康診断(9月・3月)・入浴＝週3回(状況に応じシャワー対応実施)

④散髪(年6回を基本)・生活等の業者清掃・昆虫等の定期駆除

### (4) ー災害対策

①避難訓練(毎月1回厳守・毎月第1土曜日消化含む訓練及び夜間・地域合同訓練実施)

②地域防災(町内会との合同訓練・病院及び地域住民との防災訓練)

③防火管理部会により災害対策及び防火器具等の点検実施

### (5) ー実習生の受入

①社会福祉の専門職を目指す学生に対して研修の場を提供し就業に役立つ様に指導。

②年間を通して大学、短大、専門学校の実習生受入を定期的に行っている。

### (6) ーよこはまふくしネットワーク会員活動参加

①月1回OP委員の訪問を受け、当該Yネット推進委員と連携し園生の権利擁護と職員間の人権意識の高揚を目的としている。(Yネット交換研修により他事業所の人権を学ぶ)

## Ⅶ 施設内整備

資源=電気・水道を可能な限り節約して行きましょう。不在時は、必ず消灯しましょう！

### (1) 照明関係

1階=食堂前=2階・3階の廊下・居室の照明の消灯・点灯のエアコン（冷・暖房）  
居室・廊下・デイルーム

### (2) 水道：水道=出しっ放しはないですか：トイレ・洗面所・お風呂

#### ①清掃【環境整備担当を点検者とする】

ア) 児童段階—児童全員=週1回の部屋掃除（曜日を各階で決める）=自分の物を大切に  
にする習慣をつける。=他人の物がまぎれ込んでいないか確認の場とする。

イ) 職員段階—通常、毎日の掃除=㉞トイレ①居室②廊下③児童の部屋掃除日をサポートする。

#### ※毎日、実施する所

宿直・明け職員=階段の清掃 ■洗面所■2階：3階のトイレ■食堂の窓ガラス

【2階・3階の窓ガラススペース●1階・2階3階=エアコン・フィルターの清掃】

#### 不定期で実施する個所

- 2週に1回 1階児童のトイレ（男女）職員トイレの清掃（トイレット・ペーパーの補充等）
- 作業ボランティアの募集=主任含め環境整備担当+地域ボランティア担当者と連動し、協力者を求めて行く。
- ・清掃個所の確認と美観：落書き・通路・洗面台・風呂場・階段の汚れ・倉庫・ベランダなど
- その他 各部屋の汚れ・臭いの点検

#### ウ) 園長段階

I—園全体の定期清掃確認【年間=害虫駆除2回=4月：10月】

夏休み期間=【廊下または居室のダスキン清掃】すみれ園旅行時に実施

II—職員との共通項目

清掃個所の確認と美観：落書き・通路・洗面台・風呂場・階段の汚れ・倉庫・ベランダなど

・その他 各部屋の汚れ・臭いの点検=共通事項

すみれ園全体の清掃計画【保護者会の清掃=2階・3階のベランダ：ベランダ・風呂場・多目的ホール、窓ガラス・音響室等】

②安全点検=修繕（園内・園外=自転車・ブランコ・共同=屋上プール）

■手順⇒発見者（確認者）=環境整備担当者へ報告⇒不在時主任⇒環境整備担当者は、状況を聞き修理伺い・物品伝票で対応させて下さい。

・蛍光管の取り換え、危険個所を発見した場合、速やかに物品伝票や修理伺いを主任へ出して下さい。



1－修繕箇所については、下記の点に基づき、速やかに対応して行く。

ア) 環境整備担当者は主任と連動の上、対応して下さい。

(個人で直接、総務室とやり取りしない事を園全体で徹底する)

イ) 危険箇所を優先順位として、修理する＝修理まで内容により応急処置をしておく。

ウ) 業者対応＝部長・または主任（職員より修理箇所発見+担当確認）で対応する。

エ) 蛍光灯などの交換範囲は、職員で対応する。

オ) 食堂関係（食堂の扉+食堂の照明交換＝食事サービス委員と連携し対応）

カ) 小破修繕＝環境設備担当とボランティアと連動)

キ) 大破修繕＝主任・部長（園長）対応。特に、危険箇所は、応急処置を行い園生の安全を確保。

## ■参考資料

### 2 生活支援サービスの充実

(1) すみれ園としての取り組み（児童が少しでも生活内容を選択・決定できる環境等の支援設定）

①施錠の解除＝学習室②パソコン操作＝楽しみや作業技術に反映できる様に実施（1人30分）

②クラブ活動自己選択（個々の才能発見＝音楽：絵画：工作：勉強：映画鑑賞・スポーツ等）

③こども会活動の発展（生活内容は、こども達の意見・要望・苦情を重視＝児童意見箱）

④音楽療法教室の開催（音楽を通して豊かな表現力や自己統制力の拡大を図る）

⑤外部行事への参加＝サーフィンスクール+写真展の参加・駅伝大会・障害者サッカー（助け合い・ルールの順守）

⑥ボランティア導入に伴う学習等・余暇活動支援

### 3 食事サービスの充実

(1) すみれ園としての取り組み（児童自身が食生活内容を選択・決定できる環境等の支援設定）

①食事＝こどもメニューの導入：園庭バーベキュー（年2回7－3月実施）グループ別調理。

②食事環境＝段階的に、テーブル・椅子・食器等食環境の配置に着手。

③建物有効利用：多目的ホール＝平日＝空き状況確認＝ミニスポーツ等：19時－20時 土曜：日曜日＝映画鑑賞

## 平成28年度光風ホーム事業計画

- 1 事業内容：共同生活援助事業
  - ・主として夜間において、共同生活を営む住居において、福祉サービスを提供します。
  - ・福祉サービスとして相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
  - ・消防法令の改正により必要となるスプリンクラー設置を進めます。
- 2 定員等
  - ・定員 46名
  - ・ホーム数 9ホーム
- 3 利用者（予定）
  - ・地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるために援助が必要な者

支援区分	1	2	3	4	5	6	計
光風			1	2		2	5
清風			3	1			4
春風				2		2	4
優風			1	1	2	1	5
蒼風			2	1	1	1	5
涼風				3	1	1	5
陽風			2	1	1	1	5
のぼら1			1	1	2	1	5
のぼら2			1	2	1		4
計	0	1	11	13	8	9	42

- 4 職員 47名（常勤8 短時間40）
  - 所長1 主任2 支援員3 看護師1（兼務）
  - 世話人（短時間）40
- 5 研修等
  - ・内部研修（事例検討会議など）
  - ・外部研修（権利擁護・虐待に関する研修、強度行動障害に関する研修、地域支援セミナーなど）
  - ・保土ヶ谷区自立支援協議会への参加

## 平成28年度工房ごんた村事業計画

### 1 事業内容：生活介護事業

- ・創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ・生活等に関する相談及び助言を行います。
- ・希望により外出を実施し社会体験の機会を提供します。

### 2 定員 20名

### 3 利用者（予定）

- ・地域や入所施設において、安定した生活を営むために、常時介護等の支援が必要な者

支援区分	1	2	3	4	5	6	計
登録者数	0	0	10	15	6	7	38

### 4 職員 8名（常勤4 短時間4）

所長1 主任1 支援員5（常勤1 短時間4） 看護師1（兼務）

### 5 研修等

- ・内部研修（事例検討会議など）
- ・外部研修（権利擁護・虐待に関する研修、強度行動障害に関する研修、日中活動支援部会施設長研修会議など）

## 平成28年度移動支援事業計画

- 1 事業内容
  - ・単独で外出が困難な障害者に対して、外出に必要な付添いを行います。
  - ・主として移動介護（社会生活上必要不可欠な外出やその他余暇等の外出）を行います。
- 2 利用者
  - ・光風会グループホーム利用者
- 3 職員 5名（常勤3 短時間2）  
管理者・サービス提供責任者1 ヘルパー2（兼務）・2（短時間）
- 4 研修等
  - ・内部研修（事例検討会議など）
  - ・外部研修（権利擁護・虐待に関する研修、強度行動障害に関する研修など）

## 平成28年度相談支援事業計画

- 1 事業内容
  - (1) 事業内容
    - ・サービス利用支援：利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容を掲載した「サービス等利用計画案」を作成します。支給決定後に関係事業所等との連絡調整等を行い「サービス等利用計画」を作成します。
    - ・継続サービス利用支援：サービス等利用計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに利用状況を検証し、「サービス等利用計画」の見直しを行います。
    - ・必要に応じて地域移行支援事業、地域定着支援事業を行います。
- 2 利用者
  - ・光風会に生活の拠点がある者  
（障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者）  
（地域相談支援の申請に係る障害者）
- 3 職員 3名（常勤2 短時間1）  
管理者1 相談員3（常勤2 短時間1）
- 4 研修等
  - ・権利擁護・虐待に関する研修、相談支援技術向上に関する研修、相談現任研修会など
  - ・保土ヶ谷区自立支援協議会への参加